



## 会員規約（JAODAQ 売買関連及び秘密情報保護規約）

本規約において、株式会社ジャオダック（以下「当社」という）の運営する JAODAQ（以下「当サービス」という）は、当社と JAODAQ 会員企業間の取引条件を明示し、かつ、相互に開示または提供する売買関連情報を保護することなどを目的として定める。

### 第1条（取引条件）

- 当社からの支払条件について、毎月月末締め翌々15日支払とし、支払方法は銀行振込とする。（振込手数料は原則当社負担とする。）
- 当社からの請求条件について、掲出開始月末締め翌月末払とし、現金振込のみとする。（振込手数料は原則会員負担とする。）

### 第2条（秘密情報）

- 本規約において「売買関連秘密情報」とは、当社が運営する「屋外広告取引市場；JAODAQ」において、JAODAQ 会員企業が売買することを目的（以下「本件目的」という）として、その情報を登録するものとし、本規約の会員企業の当事者（以下「情報開示者」という）から当社の運営する JAODAQ（以下「情報受領者」という）に対して、書面、または電磁的記録の送信により開示されたすべての情報および口頭により開示された情報を意味する。
- 但し、前項の定めにかかわらず、以下の各号に定める情報は、秘密情報には含まれない。
  - 出資者のみならず、第三者に対する開示について情報開示者の承諾を得た情報。
  - 開示を受けた時、既に公知の情報。
  - 開示を受けた後、情報受領者の責めによらず公知となった情報。
  - 開示を受けた時、すでに情報受領者が適法に占有していた情報。
  - 開示を受けた後、正当な権利者から適法に情報受領者が入手した情報。

### 第3条（秘密保持）

- 情報受領者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、本件目的のためにのみ利用し、情報開示者の事前の書面による承諾の無い限り、出資者のみならず、第三者に一切開示または漏洩してはならない。
- 前項の定めにかかわらず、情報受領者は、本件目的のために必要な範囲に限って、弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負担する専門家に対して、秘密情報を開示することができる。
- 前2項の定めにかかわらず、情報受領者は、秘密情報について法令に基づき開示する場合または行政当局もしくは裁判所により開示を求められた場合には、情報開示者の承諾なしに開示することができる。この場合、情報受領者は、秘密情報の開示の事実および開示先について、速やかに情報開示者に通知するとともに、秘密情報が最大限保持されるよう合理的に取りうる一切の手段を取るものとする。
- 情報受領者は、秘密情報の不正使用、不正開示または漏洩を防止するため、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理する。
- 情報受領者による秘密情報の複製、複写または翻訳ならびに二次的資料（以下、総称して「複製物等」という）の作成は、必要最小限度に限られるものとし、複製物等を秘密情報と同様に取り扱うものとする。
- 第1項または第2項の定めに従って、情報受領者が情報開示者より入手した情報を出資者のみならず、第三者に開示した場合、情報受領者は、当該出資者のみならず第三者に対して本契約の規定を遵守させなければならず、当該出資者のみならず第三者が本契約の規定に違反したことにより情報開示者に損害が生じた場合、情報受領者は損害の拡大防止に適切な措置をとるとともに、その損害を賠償する。
- 当社および JAODAQ 会員企業は、本契約の内容およびその締結の事実に関して、相手方の事前の書面による承諾なしに出資者のみならず、第三者に開示、提供または漏洩してはならない。

### 第4条（秘密情報の返還および処分）

- 情報受領者は、情報開示者が要求した場合、もしくは本件目的の達成または達成不能により秘密情報を所持する必要がなくなった場合、ならびに本契約が終了したときには、秘密情報の記録された媒体および複製物等を情報開示者の指示に従い当社において廃棄するものとする。

### 第5条（違反）

- 情報受領者が本規約に違反したことにより情報開示者に損害が生じた場合、情報受領者は損害の拡大防止に適切な措置をとり、その損害を賠償し情報開示者は情報受領者に対し損害拡大防止するための措置について指示することができる。

### 第6条（有効期間）

- 本規約の有効期間は、本契約締結日から2年間とする。ただし、当該期間満了前に情報開示者からの申し立てがなければ本規約と同一条件で自動更新とし、以後も同様とする。
- 本契約の終了後といえども、本契約第3条、第5条および第8条は、なお5年間有効とする。

### 第7条（サービスの改廃）

- 当社は、有効期間中にあっても、6ヶ月前の告知をもって当サービスを停止ないし廃止することがある。この場合は、当社は何ら損害賠償義務を負わないものとする。

### 第8条（反社会的勢力等）

- 当社または JAODAQ 会員、その子会社及び関連会社（以下、総称して「本契約当事者等」という）の主要な株主その他の出資者、ならびに本契約当事者等の役員または従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力に該当することが判明した場合は、相手方は、何らかの催告を要することなく、本契約を解除できるものとし、当社または JAODAQ 会員は直ちにすべての秘密情報を相手方に返還するものとする。
- 当社または JAODAQ 会員が相手方に対し、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により相手方の信用を毀損もしくは業務を妨害した場合、これらに類する行為を行った場合前項と同様とする。

### 第9条（合意管轄）

- JAODAQ 取引のみならず、当社または JAODAQ 会員で紛争が生じ、協議を経ても解決に至らなかった場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上